

日野町議会業務継続計画

令和3年(2021年)5月
日野町議会

1. 目的

日野町議会（以下「議会」という。）は、大規模災害等の発生の際に、二元代表制の一翼を担う議会機能を継続することで、日野町（以下「町」という。）の行政が復旧または状況の改善に向けて円滑かつ迅速に対応できることを目的に日野町議会業務継続計画（以下「BCP」という。）を定める。

注）BCP：Business Continuity Plan の略

2. BCPの発動

BCPは、次の各項目の発生時に自動的に発動される。ただし、(3)の場合において、議長が発動の決定を行うことが困難な場合は、あらかじめ定めた順位による代理者が決定する。

- (1) 町内および周辺市町で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 次の災害等が発生し、議長が発動を決定したとき。
 - ① 町内で、台風、暴風、竜巻、豪雪、洪水、土砂崩れなどにより大規模な被害が発生したとき。
 - ② 町内で、災害等により交通障害が発生し、町内外での往来が困難になったとき。
 - ③ 感染症の流行により町民の行動または役場庁舎もしくは議場の使用が制限されたとき。
 - ④ 大規模火災、原子力災害や外国からの武力攻撃その他の事由により町民の行動または役場庁舎もしくは議場の使用が制限されたとき。

3. 対策会議の設置

- (1) BCPが発動された場合、日野町議会業務継続対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- (2) 対策会議は、次の議員で構成し議長が招集する。ただし、各委員会委員長の出席が困難な場合は、該当委員会の副委員長が代理出席する。
 - ① 議長
 - ② 副議長
 - ③ 議会運営委員会委員長
 - ④ 総務常任委員会委員長
 - ⑤ 産業建設常任委員会委員長
 - ⑥ 厚生常任委員会委員長

- (3) 対策会議の事務局は、議会事務局が担う。ただし、事務局職員に町災害対策本部から命じられた役割がある場合は、その業務を優先するものとする。

4. 議員との情報共有

対策会議は、対策会議が設置されたことを全議員に通知し、議員は、その時点でのそれぞれの状況を対策会議に連絡する。この場合、双方の連絡は、あらかじめ各議員が届け出た連絡方法のうち、その時点での可能な方法を選択して行うものとする。

5. 対策会議で確認または検討・決定する事項

(1) 議会会期中の場合

- ① 出席議員の定足数確保に関する確認。
- ② 執行側の議会への出席の可能性に関する確認。
- ③ 議場または委員会室が使用できない場合、代替えとなる会場の検討と決定。
- ④ 上記①から③までの状況による議会の継続の判断および継続が困難と判断される場合の延会の決定。

(2) 議会閉会中の場合

- ① 緊急に議決を要する議案の有無の確認。
- ② 緊急に議決を要する議案があり、臨時会開催の必要がある場合は、上記(1)会期中の場合に準ずるものとする。

(3) 延会を決定した後の対応

- ① 議会が開催できる状況を判断するための情報収集。
- ② 議会の再開に関する議員への情報伝達および決定事項の通知。

6. 議会業務以外の行動

(1) 対策会議の行動

- ① 避難行動等に係る町災害対策本部からの情報収集と議員への情報提供。
- ② 議員からの被害状況等の情報収集と町災害対策本部への情報提供。
- ③ 町災害対策本部からの依頼事項の実行。

(2) 議員の行動

- ① 町災害対策本部が発信する情報の住民への提供。
- ② 地域の被害状況等の情報収集と対策会議への情報提供。
- ③ 地域での避難誘導または復旧・復興活動への参加。

7. B C Pの発動前および発動に至らない場合の行動

- (1) 本会議もしくは議員全員協議会または委員会の開催時におけるB C Pの発動までの対応方針は、次のとおりとする。なお、感染症の流行拡大の場合は、対策マニュアルを別に定める。

- ① 本会議または議員全員協議会の開催時の場合、議長は、ただちに会議を休憩し、出席者および傍聴人の安全を確保する。
 - ② 委員会の開催時の場合、委員長は、ただちに会議を休憩し、出席者および傍聴人の安全を確保したうえで、被災状況等を議長またはあらかじめ定めた順位による代理者に報告する。
- (2) B C Pの発動に至らない事態の場合は、関係当局の活動に支障を及ぼさない範囲で議員個々が判断し行動する。

8. B C Pの見直し

B C Pは、災害対策または感染症対策に係る法令等の改正その他の事情の変化により、見直しの必要が生じた場合、議員全員協議会で協議のうえ見直すものとする。

以上